

矢板市景観計画

〈概要版〉



令和4年11月
栃木県矢板市

1 計画の概要

1. 計画策定の背景と目的

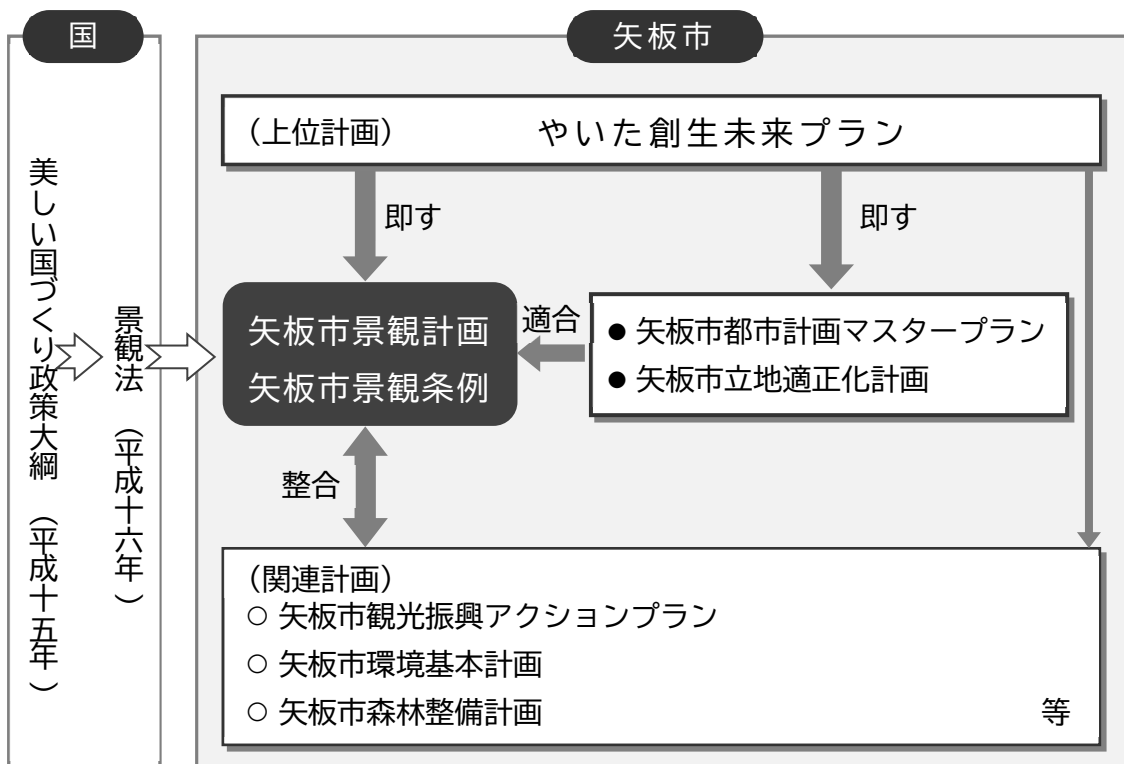
本市は、高原山のふもとに広がる自然の恵み豊かな大地のもと、いにしえより先人たちが守り育ててきた優れた自然環境、築いてきた伝統、培われてきた文化や産業を育み発展させながら、生活や産業を営んでいます。

これらの豊かな自然環境と歴史・文化的環境を生かし、市民・事業者・行政が協働した「矢板らしい景観」の保全・形成・活用、ひいては美しく風格ある国土の形成、潤いのある生活環境や活力ある地域社会の実現を目指していくため、良好な景観形成に向けた取組を総合的かつ一体的に推進していくことを目的に「矢板市景観計画」を策定することとしました。

2. 計画の位置づけ

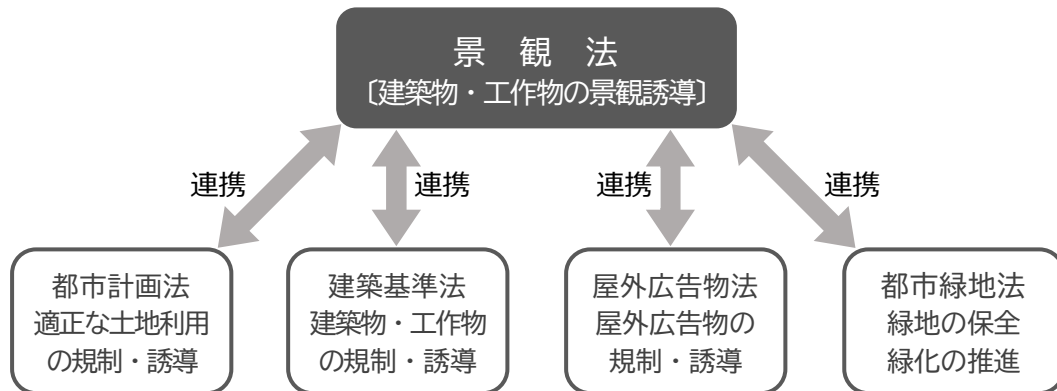
本計画は、景観法に基づく法定計画として定められ、本市の良好な景観形成に関する総合的な指針となる計画です。策定にあたっては、次のとおり上位計画及び分野別の関連計画との整合性を図ります。

また、景観法及び景観計画の施行に関する委任事項や本市の景観形成を推進していく上で必要となる事項を定めた、矢板市景観条例を制定します。



3. 他法令との関係

良好な景観形成を積極的に推進するためには、景観法による景観計画だけでなく、都市計画法、屋外広告物法、都市緑地法、建築基準法等、関連する法令との連携を図りながら、総合的な施策の推進に取り組む必要があります。



4. 市民・事業者・行政の基本的役割

魅力ある景観を形成するためには、市民・事業者・行政が良好なパートナーシップを形成し、それぞれの立場での役割と責務を果たしていくことが必要となります。次に、それぞれの基本的な役割を示します。

市民の役割

- 市民は、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めます。
- 市民は、行政が実施する良好な景観の形成に関する施策に積極的に協力します。

事業者の役割

- 事業者は、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら積極的に努めます。
- 事業者は、行政が実施する良好な景観の形成に関する施策に積極的に協力します。

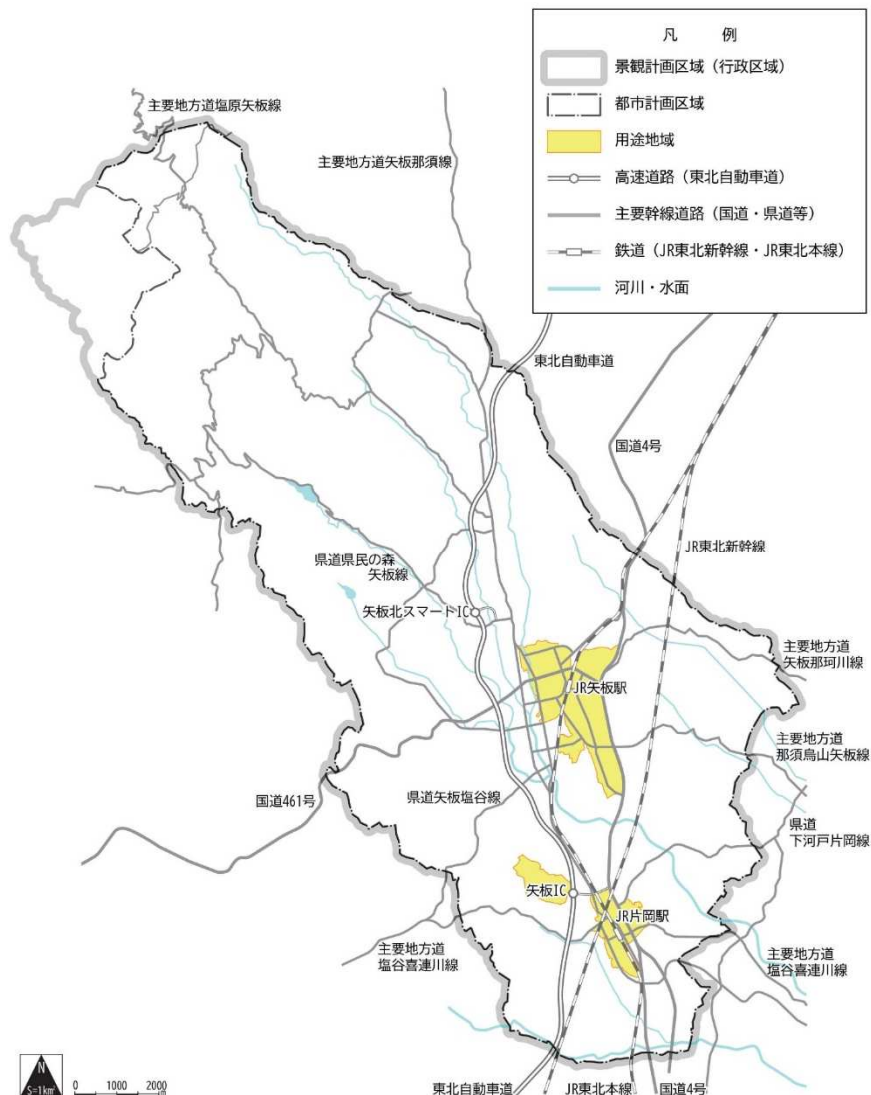
行政の役割

- 行政は、良好な景観の形成に関する施策を総合的かつ計画的に実施します。
- 行政は、良好な景観形成に向けて、市民や事業者を支援・誘導し、市民主体の景観まちづくりの実現に努めます。
- 行政は、道路、公園、広場その他の公共施設の整備を行うにあたって、良好な景観の形成のために先導的な役割を果たすよう努めます。

2 景観計画区域

1. 景観計画区域

市全域において、一定の基準により建築物等の誘導を進めることにより良好な景観を形成する必要があることから、景観計画区域は矢板市全域とします。



2. 景観形成重点区域

矢板市全域を景観計画区域として緩やかに景観誘導を図るとともに、市民や事業者等との協働により、地域の特性に応じたきめ細かな景観形成を図るべき区域として景観形成重点区域を指定するものとします。

景観形成重点区域として指定する区域は、次に掲げる地域のうち、市民や事業者の理解が得られた地域とします。

- 本市の象徴的な景観や地域のシンボルとなっている景観を有する地域
- 新たな魅力ある景観の創出を目指す地域
- 市民や事業者の発意により、継続的に景観まちづくりを進める地域

その指定に当たっては、市民や事業者の意向に加えて、景観に関する専門家等の意見も踏まえ、当該地区の景観形成の目標を定めるほか、景観形成方針、届出対象行為、景観形成基準（形態・意匠、色彩、緑化等）を定めることとします。

3 良好な景観の形成に関する方針

1. 景観まちづくりの基本的考え方

本市を地理的にみると、北部は高原山へ続く森林地帯で、市の東西方向はなだらかな丘陵地となっており、市の中南部を箒川、内川、荒川が流れ、肥沃な田園地帯を形成しています。

本市の景観は、高原山のふもとに広がる自然の恵み豊かな大地のもと、いにしえより先人たちが守り育ててきた優れた自然環境、築いてきた伝統、培われてきた文化や産業を育み発展させ、生活や産業を営みながら、長い年月を重ねて形成されたものです。

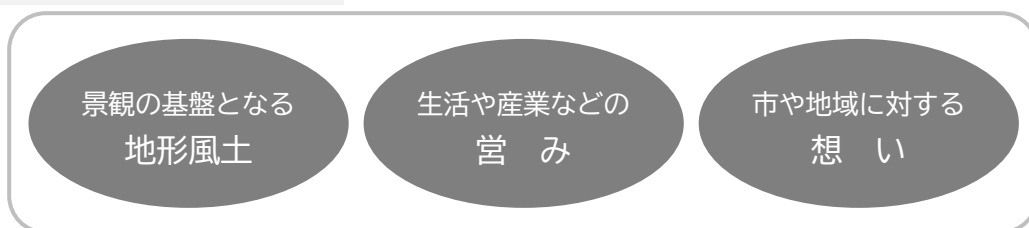
多くの市民が魅力的と感じる景観は、自然や歴史、地形風土などの基盤となる景観、また、生活と産業が密接に関係した集落などの自然との関わりを感じる景観であり、これらが原風景として認識されているものと考えられます。

一方、市街地や大規模施設などの新たに造られた建造物の景観については、魅力的と感じる市民は少ないものの、長峰公園や道の駅やいたなどの景観は市民に親しまれています。

本市においては、このような特性を理解し、自然、歴史、地形風土、生活と産業が密接に関係した集落景観を守るとともに、これまで積み重ねられてきた市街地の成り立ちなどを生かしつつ、新たな都市的景観を創造していくものとします。

同時に、良好な景観を阻害している要素を改善し、市民、事業者、行政の協働によって矢板の景観まちづくりを推進していくこととします。

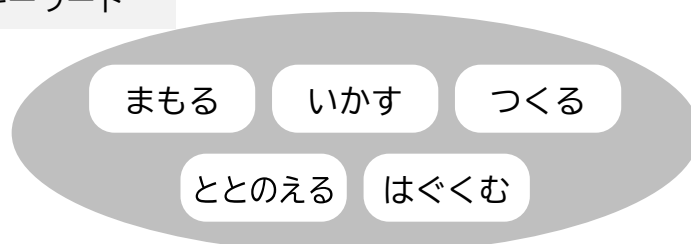
景観を構成する主な要素



景観まちづくりの将来像

人々の営みや想いを積み重ね
未来へつなぐ活力ある景観まちづくり

景観形成のキーワード



2. 景観形成の基本目標

景観まちづくりの将来像を踏まえ、これからの景観形成の基本方針を以下のように定めます。

【関連するSDGsの目標】

矢板らしい景観を

まもる

いかす



- 矢板を象徴する高原山などの地形風土をまもり、いかします。
- 木幡神社や荒井家住宅などの歴史的建造物をまもり、いかします。
- 木幡神社例大祭やつつじの郷やいた花火大会などの文化的行事や旧宿場をしのばせる街並みをまもり、いかします。

矢板らしい景観を

つくる



- 周辺環境と調和した市街地景観や地域のシンボルとなる景観をつくります。
- 市民・事業者の景観まちづくりへの関心を高め、参加を促す仕組や景観まちづくりを支える支援体制をつくります。

矢板らしい景観を

ととのえる



- 高原山の眺望の阻害や適切に管理されていない建造物などの課題となる部分を改善し、景観をととのえます。

矢板らしい景観を

はぐくむ



- 市民・事業者に矢板の景観に対する興味・関心や誇り・愛着をはぐくみます。

3. 景観構造別の景観形成方針

(1) 面的景観

山地・丘陵地景観ゾーン

- ・農地・集落の土地利用区分を保持し、奥行きのある田園景観を守ります。
- ・持続的な森林資源の確保や耕作放棄地の発生防止など、農林業振興施策と連携し、適切な土地の維持管理を促します。
- ・集落における新たな建築物や工作物の建築等に際しては、周辺との調和に配慮します。
- ・林間住宅地では、良好な住宅地景観の維持保全のため、建築物や工作物の配置・規模・高さ、形態・意匠及び色彩などが周辺景観と調和するよう誘導します。
- ・案内誘導等の屋外広告物の設置は最小限に抑えるとともに、周辺景観を阻害しないように配慮します。

田園景観ゾーン

- ・農地・集落の土地利用区分を保持し、広がりのある田園景観を守ります。
- ・平地林、屋敷林の荒廃や耕作放棄地の発生防止など、農業振興施策と連携し、適切な土地の維持管理を促します。
- ・集落における新たな建築物や工作物の建築等に際しては、周辺の農地との調和に配慮します。
- ・案内誘導等の屋外広告物の設置は最小限に抑えるとともに、周辺景観を阻害しないように配慮します。

市街地景観ゾーン

《 共通 》

- ・緑豊かでゆとりのある市街地景観の形成に努めます。
- ・案内誘導等の屋外広告物は必要以上に設置することを控えるとともに、周辺景観と調和するよう努めます。
- ・空き店舗や空き地等では、周辺景観との調和に配慮するため、適切な管理に努めます。

《 駅周辺商業地区 》

- ・ JR 矢板駅及び片岡駅周辺の商業地では、それぞれの地区特性を生かしたにぎわいのある景観となるよう誘導します。
- ・ 特に JR 矢板駅西側の商業地では、建築物や屋外広告物の改修などを促進し、魅力ある街並み景観の創出に努めるとともに、ストリートファニチャーの設置や魅力ある歩道、遊歩道の創出など人が集まる工夫を行い、活性化を図ります。

《 沿道型商業地区 》

- ・ 国道 4 号沿道等の沿道型商業地区では、ゆとりのある空間や眺望を確保するため、建築物や工作物の配置や規模、形態などに配慮し、開放的のにぎわいのある景観となるよう誘導します。

《 住宅地区 》

- ・ 住宅地区では、落ち着いた住宅地景観の形成のため、建築物や工作物の形態や色彩などが周辺景観と調和するよう誘導します。

《 産業地区 》

- ・ 矢板南産業団地等の工業地では、建築物や工作物は落ち着いた形態や色彩とするなど、周辺景観と調和するよう誘導します。
- ・ 矢板工業団地の未利用地では、土地の利活用の方向性に応じて、建築物や工作物の形態や色彩などを検討します。

(2) 線的景観

交通景観軸：東北自動車道、国道 4 号、国道 461 号、主要地方道矢板那須線、主要地方道矢板那珂川線、主要地方道塩谷喜連川線、主要地方道塩原矢板線、主要地方道那須烏山矢板線、県道矢板塩谷線、県道下河戸片岡線、県道県民の森矢板線、東北新幹線、JR 東北本線（宇都宮線）

- ・ 景観の軸となる道路、鉄道などの周辺では、背景となる山並み景観や田園景観、街並み景観に調和するよう建築物や工作物、屋外広告物の配置・規模・高さ、形態・意匠及び色彩などに配慮します。
- ・ 橋梁などの構造物や占用工作物は、背景となる山並み景観や田園景観、街並み景観と調和した形態・意匠や色彩などに配慮します。
- ・ 道路や鉄道が良好な視点となる場合は、視点の場としての整備や管理に努めます。

河川景観軸：箒川、内川、荒川、宮川、江川、金精川、天沼川等

- ・上流域では、自然の営みにより形成された渓谷の景観を保全します。
- ・人々の営みにより整備された中流域の河川堤防や堰などの構造物、占用工作物は、河川周辺の環境と調和した景観の形成を図ります。
- ・河川堤防や橋梁などの眺望点となる場合は、散策路などの視点場の確保や、うるおいを感じられる良好な河川の維持管理に努めます。

(3) 点的景観

交通拠点

- ・本市の鉄道による玄関口となる JR 矢板駅及び JR 片岡駅を交通拠点とし、市街地のシンボルとしてふさわしい魅力的な景観形成に努めます。
- ・自動車による主要な玄関口となる矢板インターチェンジ及び矢板北スマートインターチェンジを交通拠点とし、周辺の景観と調和するよう配慮します。

スポーツ・レクリエーション地区

- ・2面の人工芝サッカー場とクラブハウスを備える「とちぎフットボールセンター」や文化・スポーツ複合施設、北関東有数のツツジの名所として知られる「長峰公園」、矢板運動公園及び川崎城跡公園といった大規模公園をスポーツ・レクリエーション地区とし、地区の特性や周辺景観と調和するよう建築物や工作物の建築等に配慮します。

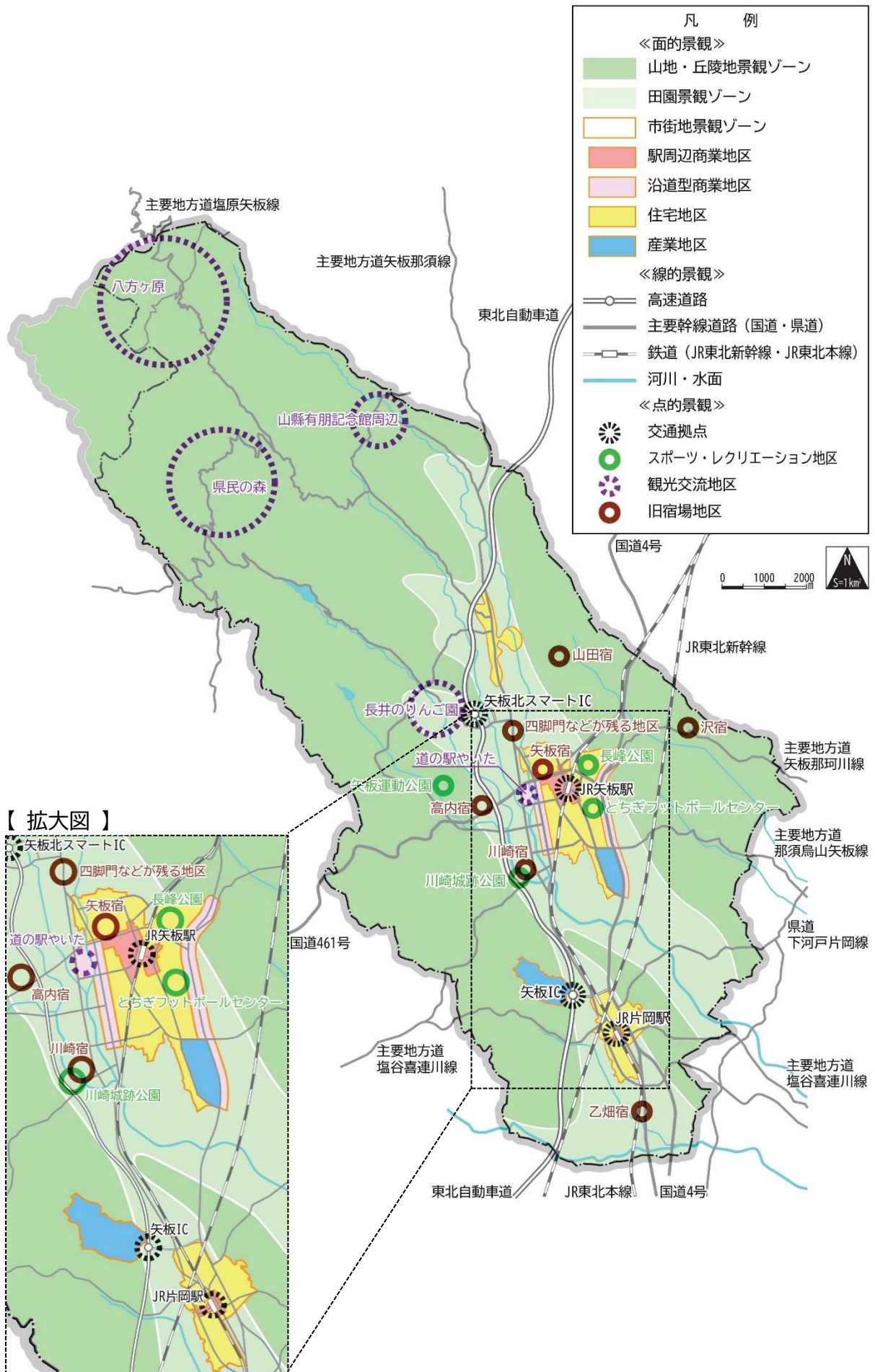
観光交流地区

- ・主要地方道矢板那須線沿道の「道の駅やいた」、日光国立公園の一部である「八方ヶ原」と「県民の森」、県内一の出荷量を誇る「りんご園」を観光交流地区とし、地区の特性や周辺景観と調和するよう建築物や工作物の建築等に配慮します。

旧宿場地区

- ・会津中街道及び日光北街道の宿場であった集落などを旧宿場地区とし、現在も残る長屋門や四脚門、蔵等の歴史的景観資源を保全・活用し、往時の面影をしのばせる歴史的街並み景観の形成に努めます。

【 景観構造図 】



4 良好な景観形成のための行為の制限

1. 建築物等の行為の制限の考え方

良好な景観は、市民・事業者・行政にとって共有のかけがえのない財産です。良好な景観を保全・継承し、新たに創出していくためには、みんながその重要性を深く理解し、景観まちづくりの将来像や景観形成の基本目標に基づき、建築物の建築などの景観形成に関わるすべての行為について、配慮することが大切だと考えます。

このため、それぞれが共有する配慮事項として景観形成基準を定めます。

特に、景観形成に影響を与える一定規模の行為に対しては、景観法に基づく届出を義務づけます。

建築物の建築など景観形成に関わるすべての行為 (届出対象行為に該当しない行為)

景観形成の基本目標、景観構造別の景観形成方針及び景観形成基準(行為の制限)に基づき、良好な景観形成のため配慮に努めます。

一定規模の行為(届出対象行為)

矢板市景観計画及び矢板市景観条例に基づき届出により、良好な景観形成を行います。

2. 建築等の行為の制限事項

(1) 届出対象行為

届出対象行為とは、景観法に基づく届出が必要となる建築物や工作物の建築、開発行為などの一定規模を超える行為(11 ページ表の届出対象規模参照)です。

特に本市では、矢板市景観条例に基づき、周辺景観に大きな影響を与える一定規模を超える大規模行為(11 ページ表の大規模行為規模参照)は、景観法に基づく届出の前に、事前協議を行うものとします。

この事前協議制度は、景観形成の基本目標や景観構造別の景観形成方針等の内容を計画の早期段階から計画に反映していただくことで、景観法に基づく届出を円滑に進めるため実施するものです。

(2) 特定届出対象行為

特定届出対象行為については、届出対象行為のうち「建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更」及び「工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更」とします。

【届出対象行為】

行為の種類	届出対象規模 (届出が必要なもの)	大規模行為規模 (事前協議が必要なもの)	備考
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	高さ 10m又は建築面積 500 ㎡を超えるもの	高さ 13m又は建築面積 1,000 ㎡を超えるもの	特定届出対象行為
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	①さく、塀、垣(生垣を除く)、擁壁等 高さ 3mを超えるもの	高さ 5mを超えるもの	特定届出対象行為
②煙突、排気塔等 ③鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱等 ④記念塔、電波塔、物見塔等 ⑤高架水槽、冷却塔等 ⑥広告塔、広告板等 ⑦彫像、記念碑等	高さ 10mを超えるもの	高さ 15mを超えるもの	
⑧電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物	高さ 15mを超えるもの	高さ 20mを超えるもの	
⑨観覧車、メリーゴーラウンド等の遊戯施設 ⑩アスファルトプラント等の製造施設 ⑪ガス、石油、穀物等を貯蔵し、又は処理する施設 ⑫自動車車庫の用に供する施設 ⑬汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	高さ 10m又は築造面積 1,000 ㎡を超えるもの	高さ 15m又は築造面積 1,000 ㎡を超えるもの	
⑭再生可能エネルギーに関連する自立型の構造物	■山地・丘陵地景観ゾーン 高さ 2mを超えるもの又は区域面積 500 ㎡を超えるもの ■その他のゾーン 高さ 2mを超えるもの又は区域面積 1,000 ㎡を超えるもの	■山地・丘陵地景観ゾーン 高さ 5mを超えるもの又は区域面積 1,000 ㎡を超えるもの ■その他のゾーン 高さ 5mを超えるもの又は区域面積 5,000 ㎡を超えるもの	
都市計画法で規定する開発行為	■山地・丘陵地景観ゾーン 区域面積 1,000 ㎡を超えるもの ■その他のゾーン 区域面積 3,000 ㎡を超えるもの	—	

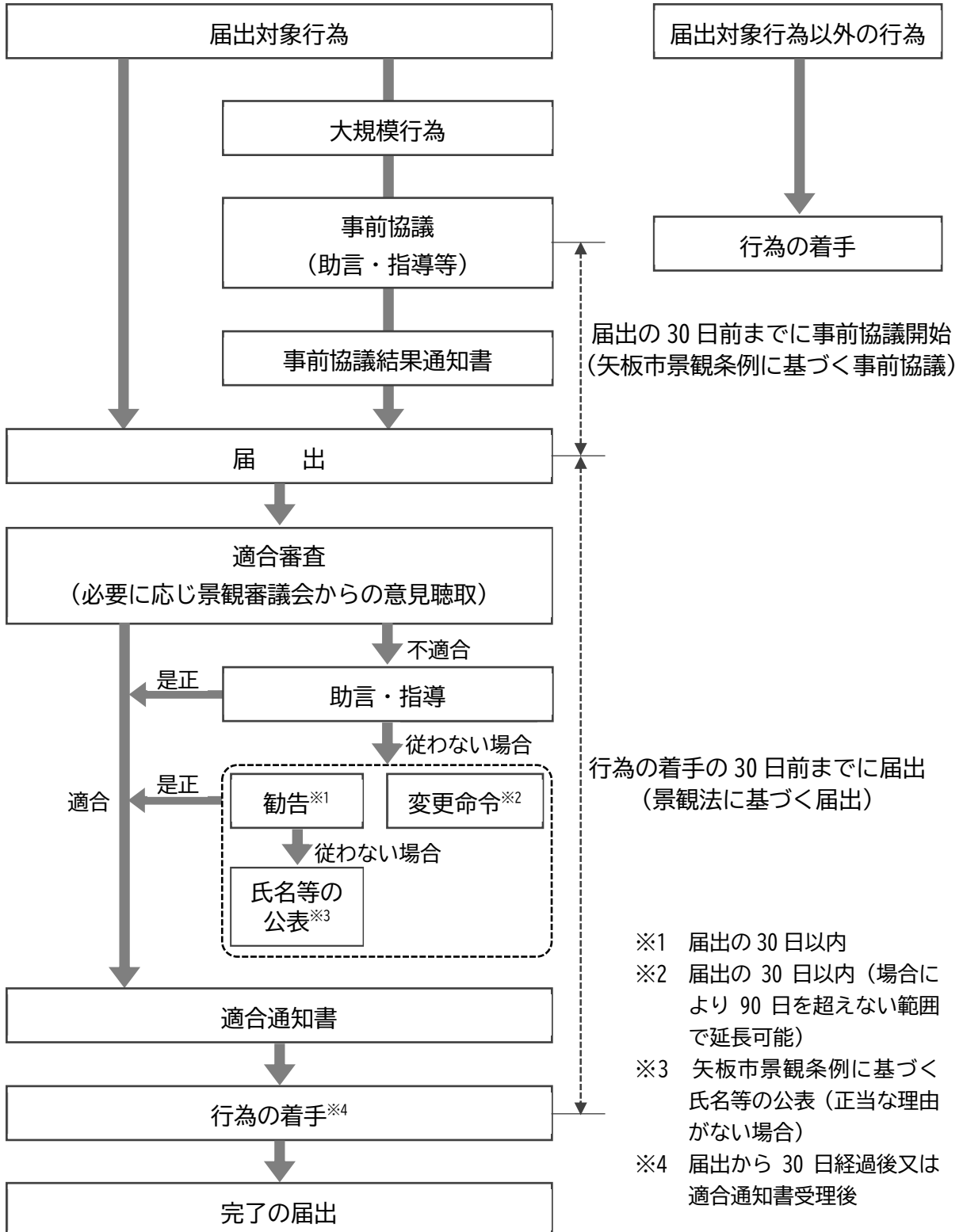
※上記に記載のない工作物は都市整備課に確認

3. 届出等手続きの流れ

本市では、届出対象の行為者は、行為の場所や期間、種類、施工内容などについて、行為の着手の30日前までに、景観法に基づく届出を行う必要があります。

特に大規模届出対象の行為者は、矢板市景観条例に基づき事前協議を行う必要があります。事前協議は、景観法に基づく届出の30日前までに開始するものとします。

【行為の届出手続きの流れ】※大規模行為のみ事前協議を実施する



4. 景観形成基準

(1) 共通事項

区分	景観形成基準
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> 地域の特性を考慮し、その地域の基調となる景観と調和させること。 景観法（平成16年法律第110号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）等に基づく施策又は県若しくは市が定める景観形成に関する条例、要綱等に基づく施策がある場合は、それらの施策との整合性に配慮すること。 見る位置（視点場）と見られる対象（視対象）との関係を考慮した景観形成に努めること。

(2) 建築物

区分	景観形成基準	ゾーン区分		
		山地・丘陵地	田園	市街地
位置及び規模	地域の主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模とすること。	●	●	●
	山稜の近傍にあっては、稜線を遮らない位置及び規模とすること。	●	—	—
	道路、河川等公共的な空間に接する部分は、歩行者等に対する圧迫感、威圧感等を緩和するような位置及び規模とすること。（大規模行為限定）	●	●	●
	建築物の周辺には、できる限り空地を確保すること。（大規模行為限定）	●	●	●
	歴史的な建造物等に近接する場合は、歴史的景観の保全に配慮した位置及び規模とすること。	●	●	●
	水辺に近接する場合は、水際線を遮らない位置及び規模とすること。	※	※	※
形態及び意匠	建築物全体として調和のとれた形態及び意匠とすること。	●	●	●
	周辺の景観と調和する形態及び意匠とすること。	●	●	●
	道路、河川等公共的な空間に接する部分は、歩行者等に対する圧迫感、威圧感等を緩和するような形態及び意匠とすること。（大規模行為限定）	●	●	●
	歴史的な建造物等に近接する場合は、伝統的な意匠を継承し、又はその歴史的な建造物等と調和する形態及び意匠とすること。	◎	◎	◎

区分	景観形成基準	ゾーン区分		
		山地・丘陵地	田園	市街地
色彩	• 周辺の景観に調和する彩度及び明度の色彩とすること。	●	●	●
	• 地域の特性に配慮した色彩とすること。	●	●	●
材料	• 外壁には、できる限りその地域で産出した材料又はその地域で伝統的に使用されている材料を用いること。	◎	◎	◎
	• 外壁には、経年により景観を損なうことのないよう耐久性に優れた材料を用いること。	◎	◎	◎
敷地の緑化	• 敷地内は、周囲の自然との調和に配慮し、できる限り緑化すること。	●	●	◎
	• 緑化に際して、形状又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合は、保存又は移植により、修景に活用すること。	●	●	●
	• 樹木による緑化に際しては、周囲の景観及び植生と調和し、その地域で親しまれている樹種を選択すること。	●	●	●
その他	• 敷地内に屋外駐車場を設置する場合は、街並み、隣接する敷地等との不調和が生じないようにすること。(大規模行為限定)	●	●	●
	• 屋外照明を設置する場合は、夜間の景観を良好なものとし、かつ、過剰な光が周囲に散乱しないよう配慮すること。	◎	◎	◎
	• 工事中は、敷地の周囲の緑化、景観に配慮した工事堀等により、できる限り修景の工夫をすること。(大規模行為限定)	◎	◎	◎
	• 建築物に附帯する広告物は、建築物本体及び周辺の景観と調和する位置、規模、形態、意匠、色彩及び材料とすること。	●	●	●
	• 建築物の移転後の跡地は、周辺の景観と調和させること。	※	※	※

- ：良好な景観まちづくりのために遵守する項目
- ◎：良好な景観まちづくりのために努力する項目
- ※：より良好な景観まちづくりのために配慮する項目
- ：該当しない項目

(3) 工作物

区分	景観形成基準	ゾーン区分		
		山地・丘陵地	田園	市街地
位置及び規模	<ul style="list-style-type: none"> 地域の主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模とすること。 	●	●	●
	<ul style="list-style-type: none"> 山稜の近傍にあっては、稜線を遮らない位置及び規模とすること。 	●	—	—
	<ul style="list-style-type: none"> 道路、河川等公共的な空間に接する部分は、歩行者等に対する圧迫感、威圧感等を緩和するような位置及び規模とすること。(大規模行為限定) 	●	●	●
	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的な建造物等に近接する場合は、歴史的景観の保全に配慮した位置及び規模とすること。 	●	●	●
	<ul style="list-style-type: none"> 水辺に近接する場合は、水際線を遮らない位置及び規模とすること。 	※	※	※
形態及び意匠	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観と調和する形態及び意匠とすること。 	●	●	●
	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的な建造物等に近接する場合は、伝統的な意匠を継承し、又はその歴史的な建造物等と調和する形態及び意匠とすること。 	●	●	●
色彩	<ul style="list-style-type: none"> 地域の特性に配慮し、周辺の景観に調和する色彩とすること。 	●	●	●
材料	<ul style="list-style-type: none"> 外壁には、できる限りその地域で産出した材料又はその地域で伝統的に使用されている材料を用いること。 	◎	◎	◎
	<ul style="list-style-type: none"> 外壁には、経年により景観を損なうことのないよう耐久性に優れた材料を用いること。 	◎	◎	◎
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内は、周囲の自然との調和に配慮し、できる限り緑化すること。 	●	●	◎
	<ul style="list-style-type: none"> 緑化に際して、形状又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合は、保存又は移植により、修景に活用すること。 	●	●	●
	<ul style="list-style-type: none"> 樹木による緑化に際しては、周囲の景観及び植生と調和し、その地域で親しまれている樹種を選択すること。 	●	●	●

区分	景観形成基準	ゾーン区分		
		山地・丘陵地	田園	市街地
その他	• 屋外照明を設置する場合は、夜間の景観を良好なものとし、かつ、過剰な光が周囲に散乱しないよう配慮すること。	●	●	●
	• 工事中は、敷地の周囲の緑化、景観に配慮した工事堀等により、できる限り修景の工夫をすること。(大規模行為限定)	◎	◎	◎
	• 工作物に附帯する広告物は、工作物本体及び周辺の景観と調和する位置、規模、形態、意匠、色彩及び材料とすること。	●	●	●
	• 工作物の移転後の跡地は、周辺の景観と調和させること。	※	※	※
	• 太陽光パネルは、位置や規模、形態、意匠、色彩、光沢、反射など周辺環境に配慮すること。	●	●	●

(4) 開発行為

区分	景観形成基準	ゾーン区分		
		山地・丘陵地	田園	市街地
土地の形状及び緑化	• 長大なのり面及び擁壁が生じないように、できる限り現況の地形を生かすこと。	●	●	●
	• のり面は、できる限りゆるやかな勾配とし、周囲の植生と調和した緑化を図ること。	●	●	●
	• 土地の不整形な分割又は細分化は避けること。	●	●	●
その他	• 優れた景観を形成する樹木等がある場合は、その保全及び活用を図ること。	●	●	●

- ：良好な景観まちづくりのために遵守する項目
- ◎：良好な景観まちづくりのために努力する項目
- ※：より良好な景観まちづくりのために配慮する項目
- ：該当しない項目

5 良好な景観の形成に関する事項

1. 景観重要建造物の指定の方針

指定方針 1：地域のランドマークとして、良好な景観の形成を図る上で欠くことのできない建造物を指定します。

指定方針 2：地域の歴史や文化を伝え、特徴的な意匠が見られる建造物を指定します。

指定方針 3：地域の人々に親しまれている建造物を指定します。



2. 景観重要樹木の指定の方針

指定方針 1：地域のランドマークとして、良好な景観の形成を図る上で欠くことのできない樹木を指定します。

指定方針 2：地域の歴史や文化を伝え、特徴的な樹姿が見られる樹木を指定します。

指定方針 3：地域の人々に親しまれている樹木を指定します。



3. 景観重要公共施設の整備の方針

整備方針 1：公共施設の形態・意匠は、周辺環境との調和に配慮し、周辺景観と一体となったデザインとします。

整備方針 2：公共施設の色彩は、周辺の景観と調和する落ち着いた色彩を基本とします。

整備方針 3：公共施設の敷地内は、花や樹木による緑化を推進し、潤いのある公共施設空間を創出します。



4. 屋外広告物について

現在本市では、栃木県屋外広告物条例（昭和 39 年 10 月 1 日 栃木県条例第 64 号）に基づき、屋外広告物の表示・掲出等について規制を行っています。

当面は、栃木県屋外広告物条例の周知と適切な運用により、屋外広告物の規制・誘導を図りますが、本市の様々な景観資源や良好な眺望点の周辺は、景観特性に配慮した、よりきめ細かい規制・誘導を図り、地域の特性や実状に応じた取組を推進していく必要があります。そのため、将来的には、本計画及び屋外広告物法に基づく市独自の屋外広告物条例の制定を検討します。

また、屋外広告物の先導的な役割を持つ公共サインについて、整備の基本方針や具体的な基準を定めた公共サイン計画の策定を検討します。

5. 太陽光発電施設等の再生可能エネルギー施設について

現在、本市では、防災、環境保全、景観保全等の面から太陽光発電施設と地域との調和を図ることを目的として栃木県が策定した「栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針」に基づき、一定の規制が行われています。

本市は、景観まちづくりの将来像や景観形成の基本目標等を実現するため、一定規模以上の太陽光発電施設等の再生可能エネルギー施設を、届出対象行為に位置づけ、景観形成基準を設定することとしました。

6 景観まちづくりの推進方策

1. 景観まちづくりの進め方

現在の景観を維持しつつ、更に良好な景観形成を推進するためには、市民・事業者・行政がそれぞれに対応するのではなく、本市の景観の価値や景観まちづくりの将来像等を共有した上で、個々の役割を可能なところから着実に進めていく必要があります。

そのため、本市の景観まちづくりは、市民・事業者・行政が本計画の将来像のもと、協働により推進していくこととします。

2. 景観まちづくりの取組ステップ

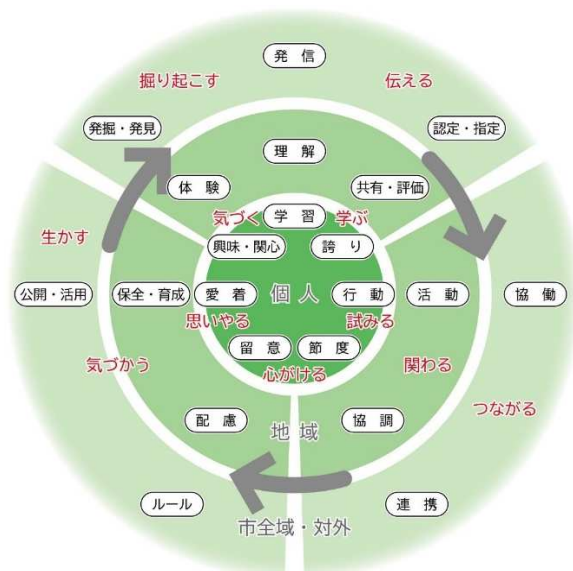
景観まちづくりの将来像の実現に向けて多様な景観まちづくり施策を推進していくために、まずは、多くの市民・事業者が景観に興味・関心を持ち、景観形成への配慮意識を高め、実際に身の周りの景観形成に取り組んでいくようにするなど、意識の醸成や自発的行動を促していくことが重要になります。

このため、市民・事業者が本市の景観の現状に『気づき』、景観の価値や評価などについて知ることができるよう景観を体験する機会や『学び』の場を設ける、身近な景観に対する意識の啓発や情報提供を行う、景観まちづくりを『試みる』よう誘導・促進するなど、市民・事業者の意識や行動の段階に応じて、効果的な取組を提供していくことが必要です。

市民・事業者の中には、すでに景観やまちづくりに関心が高く、行動している人もいます。このような市民・事業者と協力しながら、まちづくりの観点から景観の良さや大切さを『伝え』、矢板の景観のファン・サポーターを増やし、地域の景観まちづくりへの『関わり』を広め、さらに多様な主体や他分野、他の地域などと『つながる』取組を進めていくこととします。

このような、市民・事業者にとってほしい景観まちづくりへの意識や行動として取り組む事項を、個人レベル、地域などでの活動レベル、市全域や対外的につなげていく協働レベルに分けた「景観まちづくりの取組ステップのイメージ」を示します。

【景観まちづくりの取組ステップのイメージ】



3. 景観まちづくりの推進方策

(1) 景観に関する意識の啓発

- 景観まちづくりに関するPRや情報発信・共有
- 景観まちづくりに関する学習の場の提供
- 優れた景観まちづくりに対する表彰制度

(2) 自発的な景観まちづくりの促進

- 補助事業の活用
- 人材の育成
- 景観まちづくり団体の認定・支援

(3) 景観に関わる体制や仕組の構築

- 景観計画及び景観条例の効果的な運用
- 景観審議会を設置
- 地区計画等の他法令制度の運用
- 屋外広告物条例の検討
- 各種ガイドラインの作成
- 景観形成重点区域の指定
- 庁内における連絡調整体制の構築

(4) 他計画との連携及び整合

本市では「観光振興アクションプラン」や「環境基本計画」など既に様々な計画が策定されており、これらの計画の中には本市の景観まちづくりに関わる事項も示されています。これらの計画を実施する際には、本計画の景観まちづくりの将来像や景観形成の基本目標等との整合を図りながら、庁内はもとより、市民・事業者と協働・連携しながら景観まちづくりを推進していきます。

(5) 計画の見直し

景観計画は、本市の良好な景観の形成に関する総合的な考え方や方針を示すことで、まちづくりの質を高めるものです。時代に合う、より良い計画とするため、随時検証・見直しを行います。

矢板市 経済建設部 都市整備課

〒329-2192 栃木県矢板市本町5番4号

T E L : 0287-43-6213 (都市整備課直通)

F A X : 0287-43-9790

E-mail : toshiseibi@city.yaita.tochigi.jp

H P : <https://www.city.yaita.tochigi.jp>